

報告第45号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月17日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第32号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年12月9日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に關し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和6年10月15日 午後0時00分

2 事故発生の場所

つくば市沼田1463番地先

3 相手方

4 事故の概要

相手方が、つくば市道1-1256号線を北東に向かって走行中、左側側溝への落輪及び私有地からの枝を避けようとして右側に膨らんだ際、横断側溝のグレーチングが外されていたために落輪し、車両底部の燃料タンクを損傷させたもの

5 損害賠償額

金67,063円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金67,063円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。